

災害時における応急物資 供給等に関する協定書

平成31年3月25日

富 士 見 市
株式会社 エフケイ

災害時における応急物資の供給等に関する協定書

富士見市（以下「甲」という。）と株式会社エフケイ（以下「乙」という。）とは、富士見市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、医薬品、食糧、生活必需品等（以下「応急物資」という。）の調達、供給等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が富士見市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（要請）

第2条 甲は、災害時における応急物資の調達、供給等の必要があると認めたときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした要請書（別紙様式）をもって、乙の保有する応急物資の調達及び供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請することができる。

- (1) 災害の状況及び調達、供給等を要請する事由
- (2) 調達、供給等を必要とする応急物資の種類及び数量
- (3) 物資運搬車両の確保
- (4) その他必要な事項

（要請に対する協力）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、適切な措置をとるとともに、その数量、運搬等を協議し、現品を引き渡すものとする。

（応急物資の範囲）

第4条 応急物資の範囲は、乙が取扱い可能な商品を対象とする。

（応急物資の価格）

第5条 乙が供給した応急物資の価格について、災害発生時に乙が保有する商品に関しては、災害発生直前の価格とする。

- 2 災害により商品の価格が高騰した場合であって、価格が高騰した後に、乙の仕入れ及び供給を行った応急物資の価格は、引渡し時の価格とする。

（応急物資の引渡し）

第6条 応急物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であるときは、甲の指定する者が引渡し場所までの運搬を行うものとする。

- 2 甲は、乙の納品書等に基づき、応急物資の数量等を確認のうえ引き取るものとし、当該引渡しにより、乙から甲への引渡しの完了とする。

(代金の支払)

第7条 甲は、供給された応急物資の代金及びその運搬費用を、乙の請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(訓練)

第8条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する訓練に協力するものとする。

(協定期間)

第9条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙のいずれかから、協定の解消について書面による申し出のない限り、同一内容をもって継続するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成31年3月25日

甲 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1
富士見市
富士見市長 星野光弘(直筆)

乙 埼玉県富士見市羽沢3丁目27番2号
株式会社エフケイ
代表取締役社長 遠藤俊一(直筆)